

天竜川水運と樽木

村瀬典章

目次

はじめに	3
一 樽木の川下げ方法	4
(1) 管流し	4
(2) 筏流し	8
(3) 管流しと筏流しにおける諸役の変化	12
二 満島番所	18
(1) 番所の設置と扶持米支給	18
(2) 番所の勤め方	20
三 掛塚	26
(1) 掛塚湊の概況	26
(2) 掛塚湊と掛塚村	28
四 樽木の渡方と勘定	30
(1) 近世初頭の樽木の渡方	30
(2) 樽木の払い渡し	32
(3) 悪樽木の払い下げ	36
(4) 樽木勘定の相役	39
(5) 樽木勘定の遅延	41
おわりに	43

はじめに

河川水運の発達した河川は、物資の輸送面からみて二つに分けることができる。一つは利根川・淀川に代表されるように舟によって物資が上下して、いわゆる舟運が発達した河川。他方は、木曾川・大堰川おおいに代表されるように木材を中心に下り荷が主として発達した河川である。両者とも河川水運が発達した理由は、川の位置する地域性や川自体の傾斜度、水量等の独自性に大きく起因している。つまり、それぞれ川の性質に応じた形で水運は発達したのである。特に、荷を積んで川を上下する舟は、川の斜度と大きくかわっている。山岳地帯から海まで非常に距離の短い日本の河川では、急流といわれるほど勾配が急であり、下り舟はともかく、上り舟には大きな障害となっていた。したがって、舟運が早くから開かれた利根川・淀川は、それぞれ大きな関東平野・大阪平野を流れるため比較的流れが緩やかである。また、それぞれの下流域域には、商品を消費する都市が存在していることを見逃すことはできない。他河川は川普請等によってその河川のもつ問題を徐々に克服することによって水運を次第に発達させていった。

このような全国的な水運体制の成立・確立に伴い、信州・遠州を流れる天竜川も近世初頭から水運が発達した。江戸幕府開設時の江戸の建築ラッシュは、多量の木材を必要とした。このため、良質な木が繁茂する信濃国伊那郡・木曾郡、飛騨国などから多量の木が伐り出され、江戸へ運送されている。特に信州伊那郡には榑木成村くれきはなと呼ばれ、榑木を年貢として上納する村も組織された。そして、これらの榑木成村から出される榑木が天竜川を川下げされ、江戸へ運送されていったのである。天竜川は、富士川、最上川、球磨川の日本三大急流河川に匹敵するほどの急流河川であり、古くから「暴れ天竜」と呼ばれ、たえず洪水を起こし、流域村落に被害を与えていた。しかし、この急流であるという欠点を逆に利用し、信州・北遠地方に繁茂する良質な木材を川下げすることによって大いに水運が発達したが、これら木材の川下げや、中馬なま稼ぎとの営業権問題、川普請の困難さ等の関係から通船（舟運）は大きく遅れをとった。本稿では、天竜川における榑木を中心とした木材の川下げにしぼり、その川下げ方法、天竜川の途中に設置された満島番所みつしま及び天竜川水運の終始点ともいえる掛塚湊の天竜川水運に果たした役割、そして、榑木の払い渡し等について述べてみる。

一 樽木の川下げ方法

(1) 管流し

天竜川は、古くから樽木を中心とした木材の川下げが行われた。この樽木の川下げは、一般的に享保一〇年（一七二五）を境にその方法が変わる。享保一〇年までの樽木の川下げは主に管流しで、それ以後は筏流しで行われた。

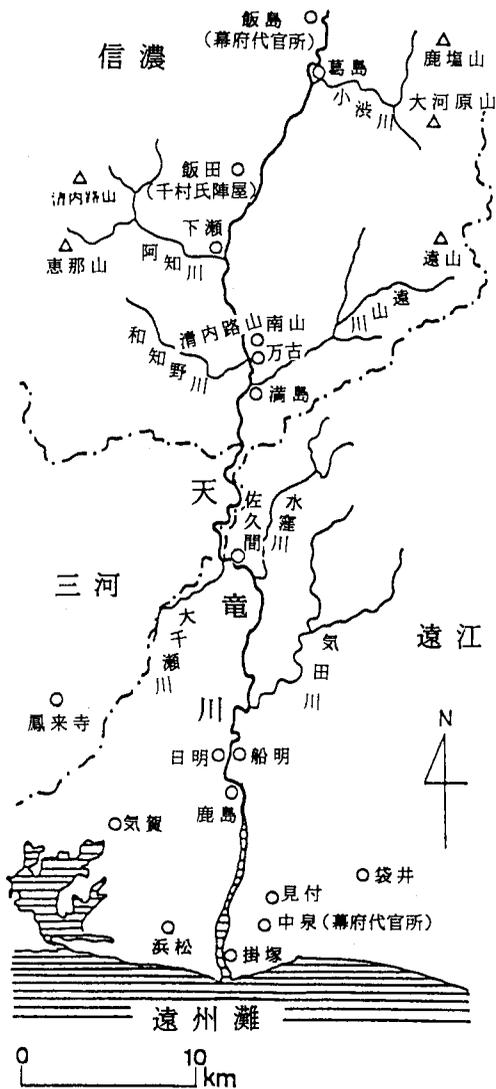
管流しとは、川に木材を一本ずつそのまま入れて流す方法である。別名「一本流し」とも「バラ狩り」とも呼ばれる。これは、もともと木材を一本ずつ流している様子を、遠くから眺めると管のように見えることからその名がついたとされている。管流しは、流れが早く、岩石などが多く筏下げが行われにくいところに用いられた。この方法は、主に木曾川・大堰川などで用いられたが、利根川でも本流に入る前の支流では管流しが行われていた。

管流しで重要となるのは、その終点となる綱場の役割である。一本ずつ流れてきた木材を綱場において綱を張り、受け止めて水揚げ（陸揚げとも呼ばれた）するのである。したがって、綱場の条件としては、（一）川幅が広く、水

勢が緩やかである。（二）出水時にも激流の衝点とならない場所である。（三）相当の材木を貯えておける杭所の余地がある。（四）筏を組むのに都合のよいところである。というように大きく四つの条件があげられる（註一）。こ

れらの条件を満たす場所が、天竜川では船明（現静岡県天竜市）であった。もっとも天竜川における綱場は、最初から船明にあったわけではない。川下げが始まった当初は綱場は佐久間（現静岡県磐田郡佐久間町）にあったが、ここはまだ山間部から抜け出でなく、それ故先述した綱場の条件を必ずしも満たしていなかったため、慶長期（一五九六〜一六一五）に船明に移った。船明は、狭く険しい山間部から抜け出でおり、天竜川が磐田原台地と三方原台地の間を悠々と流れてようとする地点にあり、綱場の条件を十分満たした場所であるといえよう。この船明の対岸にあたる日明との間に綱で編んだものを張り、樽木を受け止めた。

なお、船明より更に下流に綱場を設置した場合は、水勢は緩やかになるものの川幅が広くなりすぎて、流れてきた木材を受け止め、水揚げするという作業がかえってしくくなるし、また綱をぬけた木材が海に流れてしまひ、流木になる確立が非常に高くなるなどの危険性があった。このほか、天竜川が東海道と交差する地点には池田の船渡しがあ



第1図 天竜川流域図

り、池田（現静岡県磐田郡豊田町）より下流に綱場を設置すれば、この渡船に支障を来たす恐れもあった。

第1表は、寛文期（一六六一〜一六七三）以降の管流しにおける渡入れ年と、川下げ榑木敷を示したものである。渡入れとは、木材を川に流し入れることをいった。近世初頭の慶長期頃では、渡入れは毎年のおく行われていたが、次第に三〜七年に一度というように、数年分まとめて川下げされるようになっていった。これは、渡入れに際し諸

役の負担を課せられる農民への幕府の配慮があったためと思われる。渡入れ年については、その数年前から事前に農民にも知らされていた。例えば、宝永五年（一七〇八）の史料に、「来丑暮御榑木渡入之節」（宝永六年）とか「三ヶ年目辰御渡入」（正徳二年、一七一二）というようにあらわされている。農民は事前に知らされた渡入れ年に備えて、木の伐り出し村、川狩役村、また御綱役村という役村の形で準備をしていた。

第1表 渡入れ年と川下げ樽木数

年代(年)	本数(挺)	年代(年)	本数(挺)
寛文 元 (1661)	1,495,981	元禄 2 (1689)	1,999,816
〃 4 (1664)		〃 9 (1696)	3,014,404
〃 7 (1667)	1,431,635	〃 12 (1699)	3,148,114
〃 10 (1670)	1,049,900	〃 16 (1703)	
延宝 元 (1673)	986,970	宝永 3 (1706)	
〃 2 (1674)	709,529	〃 6 (1709)	
〃 4 (1676)	774,150	正徳 2 (1712)	
〃 7 (1679)	1,474,329	〃 4 (1714)	
天和 3 (1683)	2,858,440	享保 6 (1721)	3,944,648
貞享 3 (1686)	2,495,806		

註「千村家文書」より作成
但し、本数の記入していない年は、渡入れされたことはわかっているが本数が不明である。

管流しの様子については、正徳四年を事例にとり、川の途中にあたる河野村(かわの)(現下伊那郡豊丘村)における触達の発給状況を中心にその様子を述べてみる。

正徳四年の渡入れに際して、まず老中から川通りを支配する代官・給人・領主あての通達が七月一六日に送られている。この通達は、信州より遠州掛塚(現静岡県磐田郡竜洋町)へ幕府の樽木を流すので、川下げの時には精を出して川狩りをするようにとの触れである。川狩りとは、川下げされる樽木が川岸にとどまるのを川に押し戻してやり、樽木を盗み取ったりする者がいないように取り締まることである。この老中からの通達によって本格的に樽木の川下げが始まるのである。

同年一〇月二日、代官市川孫右衛門の家臣である酒井竹右衛門から、今田村(現飯田市竜江)をはじめ九カ村に対し、樽木御用のため、来る二四日、市川孫右衛門が今田村役所を出発し鹿塩村(現下伊那郡大鹿村)へいくので、本馬一五疋、軽尻馬一五疋、人足三〇人を継立場に用意しておき、また渡入れの際、今田く伊久間(現下伊那郡喬木村)間を船で上るけれども、伊久間渡場が使用できない場合は、川東を歩いて通るのでそのつもりで人馬を用意しておくようにとの廻状が出された。そしていよいよ同月二六

日付の触れが、明二七日から渡入れが始まるので、昼夜番人を付け、榑木が紛失しないように川狩りに精を出すようにと、先の老中からの通達を添えて、飯島代官の都築小三郎・市川孫右衛門から各村へ廻された。

川狩りにあたって、河野村には六カ所に番小屋が建てられ、各小屋ごとに昼一人、夜二人ずつ人足を出し、またこれらの人足のほかに二人が使番を命じられている。この番人足は、一〇月二十九日から榑木の渡入れ後、最後に船に乗って見廻る尻狩奉行の通過後まで、三日間勤めることになっていた。このおり、一〇月二十八日夕から雨が強く降り始め、鹿塩村の鹿塩川と小渋川の落合にあった留阿場よあばが、夜八ツ時に押破れてしまい、榑木が流れてしまった。ところが、日明・船明の綱場にはまだ御綱を張りめぐらしていないので、各村は村前に榑木が流れるのを発見次第水揚げするようにとの触達が二十九日にあった。そこで、河野村における各番小屋であわせて二四七挺が水揚げされた。このうち、一月九日付の市川孫右衛門の手代倉沢奥右衛門と、都築小三郎の手代上与七郎からの廻状で、明一〇日より留阿場を取り払い、いよいよ天竜川に榑木を流すので、前もって出しておいた触れにしたがい、しっかりと川狩りをし、また先日抜け木として流れ出て、各番小屋に積み置いてお

いた榑木を、適時川下げするようにとの通達があった。これより遅れて、一月八日付の幕府の木材改め番所である満島番所から廻状が一二日に河野村に廻ってきた。これは榑木の川下げの妨げになるから船の通行を禁止し、筏船は高所に置くようにとの触れである。したがって、渡入れが始まると、わずかに行われていた舟運が阻止されるのみならず、川狩りなどの諸役を負担を課せられ、舟稼ぎの者は生活権さえ脅かされる結果となっていた。

いよいよ渡入れも終わり、尻狩奉行の乗る船を一四日に葛島かつしま（現上伊那郡中川村）から出すようにとの触れが前日にあった。この尻狩奉行は一四日は林村（現下伊那郡豊丘村）、一五日は島田村（現飯田市、天竜川右岸）、一六日は下村（現飯田市、天竜川左岸）に宿泊している。様々な制限、人足などの提出が命じられた川下げも、榑木がその村前を通り過ぎ、そのあと尻狩奉行の見分が終われば川狩役は終了である。河野村は、榑木の川下げが終わり、必要のなくなった番小屋を村内の農民三人に計一六四文で売り払っている。このあと、同村は川狩りに費やした諸入用を勘定し、一段落するのであるが、下流地域の村、いわゆる御綱役を勤める村はこれからが大変であった。これらの村の様子については、後述の諸役の変化のところで筏流しの

時と比較し述べる。

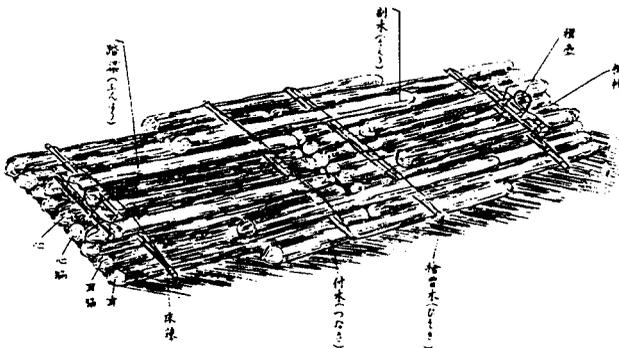
(2) 筏 流 し

管流しは樽木がそのまま一本ずつ流されるのに対し、筏流しは、上流地域（本流と支流との合流地点、鹿塩・大河原から出されるものは葛島、清内路から出されるものは下瀬、和知野川を下るものは万古、遠山から出されるものは満島の各渡場）で、樽木を筏に組んで流す方法で、個人請負制によって行われた。

享保一〇年五月、飯島代官の大草太郎左衛門と樽木奉行の千村平右衛門が、川通り近辺の村々に対して、樽木筏の川下げ請負希望者を募っている。しかし、この時はだれも請負希望者がいなかった模様で、再度同条件で募集している。この条件とは、(一) 筏賃の支払いは筏組立時に三分の二、残りは樽木請取証文を舟役役人に渡したときに行う。(二) 敷金は筏賃惣金高の一割で、入札時に支払う。(三) 相札は鬮で決める。(四) 見積もり違い、了見違いはしないこと。などの条件を付けて請負者を募っている。なお、この入札の際には、幕府の検使人園部源治郎・清水利兵衛、千村平右衛門・大草太郎左衛門配下の手代衆が立ち会っており、その時の諸入用金二兩と錢五七七文（計錢九貫三七

七文）を浦川村・川合村・半場村・戸口村（いずれも現静岡県磐田郡佐久間町）の四カ村で負担している。

この享保一〇年から同一四年までの最初の筏下げ請負人については、『伊那史料叢書』五に、「遠州船木良村北右衛



第2図 本筏（明治前日本林業技術発達史より）

門と云者御請負申上、筏一艘に御檜木大小平均七百六十本
ずつ御請合、木は外に自分買入運上川長へ不出積り候也」
(註2) という記載がある。また、享保一四年の満島番所
通行許可願いには、「御樽木請負舟明村喜多右衛門代伊左
衛門」とある。これらのことから、『伊那史料叢書』にあ
る記載も、「船木良村」が「船明村」であるのと同様に、
「北右衛門」と「喜多右衛門」は同一人物と解釈できる。
したがって、船明村の喜多右衛門が天竜川における最初の
樽木筏川下げ請負人であると断定してよいだろう。

この喜多右衛門は、屋号を「山方屋」と称し、代々喜兵
衛、喜多右衛門と名乗り、元禄期(一六八八〜一七〇四)
から明和期(一七六四〜一七七二)にかけて船明村の名主
を勤めている。また鹿島十分一役所を元禄一四年〜同一六
年(一七〇一〜一七〇三)の三年間請負うほどの有力農民
であり、資金力もあった。第2表は、主な請負人を表にし
たものである。船明村喜多右衛門のような地元のものもいれ
ば、尾州名古屋町人、勢州桑名町人、遠くは江戸霊岸島の
請負人もみられる。これらの請負人は、「御用木仕出し」
については、幕府との契約木とほぼ同数の敷木(修羅とか
サデなどの樽木運搬用の木材)の伐り出しを許され、作業
終了後は、この敷木を売却した分から御仕入金不足分を



第3図 修羅運材(明治前日本林業技術発達史より)

支払い、さらに樽木の採運費を除いた分を利益とすること
ができた(註3)。もっとも請負人の仕事は、当時の運材
技術では避けることのできない木材の流失という危険性を

第2表 木材運搬の請負人

年代(年)	伐り出し所	請負人	運搬先
明和元	三州河内村	三郎兵衛(掛塚)、兵左衛門	江戸
〃 3	遠州・三州村々	岡田祐助	大坂
安永4	遠州周智郡地頭形村	彦右衛門(遠州敷知郡馬郡村)	江戸
〃 5	信州伊那郡新野村	伊左衛門(遠州豊田郡川袋村)	江戸
〃 6	{ 遠州周智郡領家・地頭形村 遠州豊田郡浦川村	彦右衛門(遠州敷知郡馬郡村)	江戸
天明3	信州伊那郡小野川村	{ 柏屋次兵衛(江戸霊岸島川口町) 山崎屋由兵衛(南八町堀)	大坂
〃 8	{ 勢州大湊・桑名湊 尾州白鳥湊 遠州掛塚湊 にある木の買上	{ 吉角屋庄七(勢州大湊町人) 松崎屋長次兵衛 井田屋忠八(勢州桑名湊町人) 川方屋兵右衛門(尾州名古屋町人) 山方屋利兵衛 柴田屋新十郎 海津屋勘兵衛 他8人	大坂
寛政元	{ 信州伊那郡賀次村 信州伊那郡小川村	{ 七左衛門(信州伊那郡賀次村) 勘右衛門(信州伊那郡小川村)	大坂
〃 元	信州伊那郡清内路村	{ 勘右衛門(信州伊那郡清内路村) 他3人 海津屋勘兵衛(尾州名古屋町人) 他1人	大坂
〃 2	信州伊那郡鹿塩村	嘉兵衛(信州伊那郡鹿塩村) 他8人	大坂
〃 3	(京都御用)	海津屋勘兵衛(尾州名古屋町人)	遠州掛塚湊 ～尾州白鳥湊
〃 8	{ 遠州周智郡山住村 信州伊那郡坂部村	東吾(武州多摩郡小川村)	江戸
〃 10	信州伊那郡遠山	{ 又右衛門(三州加茂郡広瀬村) 逸平右(三州加茂郡富田村)	江戸
〃 10	遠州浦川通	{ 太田屋佐兵衛、信濃屋平次郎 伊勢屋伊兵衛、万屋和助	江戸
文政7	信州伊那郡	{ 滝頭(武州秩父郡新大滝村) 天満屋六郎平(江戸深川木場町)	江戸

註 『刈谷町庄屋留帳』第3巻～第10巻より作成

常に抱えており、したがって、うまくいけばいいものの失敗すれば大損害を被るというように、一種の博打的要素をはらんでいた。それだけに莫大な資金をもっている者に限られていたわけである。

この具体例として、先述した船明村山形屋喜多右衛門を例にとってみてみると、同人は信州伊那郡鹿塩・大河原両村（現下伊那郡大鹿村）が元文二年（一七三七）より寛保元年（一七四一）まで五カ年にわたり、自村の生計維持を図るために行った用材の伐り出しにおいて、仕出し請負人となっている。また、延享三年（一七四六）、前年分と思われる千村預り地の年貢榑木及び代材木の筏下げのあと、同四年・寛延元年（一七四八）も請負っている。しかし、延享三年において請負見積もり違いをってしまったため、大損をってしまった。そのため、寛延元年の筏下げについては、延享四年の例を参考に、長榑木七百挺組筏一艘に付き金三分永一八九文四分一厘、木材は長二間一尺角一本に付き永九三三文一厘、筏堅ぐ木の木材長二間一尺角一本に付き永六文八分二厘にしてくれるように千村平右衛門役所宛に願ひ出ている。これに付随して、これまでは筏賃金の渡し方は、従来信州渡場で筏組立時に六割、掛塚で残り分を得た。しかし、これでは筏組立時に必要な金が不足す

るので、今度は信州渡場で七割支払ってくれるように願うとともに、請負期間を寛延元年一カ年のみから、寛延元年から同三年までの三カ年季に延ばしてくれるようにと願ひ出ている。これは一カ年季だけでは筏の組立に使用する藤梶・小道具などの調達に経費がかかりすぎ、損失を被るためである。このように見積もり違いや多量の流失木になる危険性があるだけに、請負いを希望する者は、資金や準備などに多くの問題・障害を覚悟しておかなければならなかった。

このように喜多右衛門は、享保一〇年に榑木の川下げ方法が管流しから筏流しになり、請負制になってから毎年のごとく請負いを一手に引き受けている。喜多右衛門の場合は、ほとんど千村預り所の年貢榑木及び代材木の川下げであったため、ある程度幕府の保護・恩恵があった。そのため、満島番所や鹿島十分一役所での改めも比較的円滑に行うことができた。これが他の運上仕出し請負人の場合と違い、長年木材運搬請負人として活躍できた理由の一つである。

享保一〇年に管流しから筏流しに変わったことで、請負人が責任をもって榑木筏を川下げしたため、川沿いの村は流失などの非常時を除いて川狩りをする必要がなくなり、

それだけ負担が軽減した。筏流しでは、流失などの危険性は薄くなったものの、筏一艘にも筏子が乗って川下げされたため、短期間に大量の川下げすることができないという欠点があった。しかし、御綱役村の諸役負担が大幅に軽減されたことは、いうまでもない。また、幕府側は榑木の重要性から、従来の老中・代官からの触達に代わって、勘定奉行と勘定吟味役の連署からなる川触れが常に出され、嚴重に取り締まっていた。この川触れは、川沿いの村に出され、不時の出水などによる榑木の流失の際に備えて警戒にあたらせていた。もっとも、この危険を少しでも回避するため、管流し・筏流しのいずれも原則として流水量の安定した十一月～二月の冬期に主に行われた。

このように筏流しは行われたが、享保一〇年以降もしばしば管流しが行われている。寛保元年（一七四一）には、日明村で留綱を張り立てたとあり、寛政元年（一七八九）には、京都の用材を鹿塩村の御林より伐り出し、天竜川を管流ししたとある。何故、一旦中止された管流しを復活させたかは明らかではないが、文化五年（一八〇八）に、駿府浅間宮の御用材を気田川通りを川下げし、急ぎのため鹿島まで天竜川を管流ししたとあるところから、管流しは筏流しに比べ一度に大量の材木を川下げすることができる

という利点があったことが理由の一つにあげられる。このことから、享保一〇年以降に行われた管流しの場合は、「京御用材」「駿府浅間宮御用材」などとなるように、修復材として急に大量の木材が必要となったために管流しを一時的に復活させたものと考えられる。

(3) 管流しと筏流しにおける諸役の変化

管流しにおける船明御綱役を勤める村は、(一) 御綱を作る村、(二) 水揚人足を出す村、(三) 榑木山での棚積み作業を行う村、(四) 筏の川下げをする村、の四つに大きく分けることができる。これら四つの役村に、川狩りを行う村を加えると五つになる。これら五つの役村が、管流しから筏流しに変わることによって、それぞれの役自体の変化とともに、農民に支給される扶持米の増減から、農民側の負担の多少を検討していくことにする。

まず、川狩役の村であるが、これは同役を勤める村のうち、川沿いの村は舟の提供を求められ、これを役舟と称した。役舟の提供は、舟を所持している村に対してのみ賦課されるが、享保六年の事例では、伊砂村（現静岡県天竜市）から瀬尻村（同磐田郡龍山村）までの六カ村に対して、角倉船一六艘の提供が求められ、それぞれ五日ずつ勤め



第4図 船明綱場絵図（静岡県立女子短期大学所蔵）



第5図 現在の船明綱場付近

た。この角倉船一艘には、船頭が二人乗り、扶持米が一日二人で一升、このほか一艘一回の見回りに付き一貫文が支給された。角倉船のほかに、中部・大井・佐久間・戸口（いずれも現静岡県磐田郡佐久間町）の四カ村に対して、鶴飼船七艘の提出が求められ、一艘に付き三貫八百文が支給された。これら役舟提出の村には扶持米などの支給のほか、年に角倉船一艘に付き鏝三百文の川船運上の賦課が免除された。その後、管流しから筏流しに変化しても大して川狩役の役自体は変化していない。しかし、筏流しでは樽木を筏に組み、その樽木筏には筏子が乗って川下げするため、不時の出水などによる樽木の流失時以外は、役を勤める必要がなくなった。それだけ川狩役の村は、負担が軽減したといえる。

次に御綱を作る村であるが、この役村は御綱を作る材料となる白口藤・小藤を搬出し、船明にて御綱を作り、川に張り渡すまでの諸役を勤めた。宝永三年（一七〇六）には、領家村（現静岡県磐田郡水窪町）をはじめ一六カ村で白口藤一四二一荷九分八厘、小藤五二〇荷を搬出している。これに伴う扶持米は、白口藤・小藤共に一荷に付き米五合が支給された。これらの村は、御綱を作るために一〇月から一二月の約三カ月近くも船明に詰めていなくてはならず、

なかには船明まで一四、五里も離れている村もあり、そのため船明に小屋を掛け、ずっと逗留しなければならなかった。このような重い負担が免除されたため、御綱を作る村にとっては随分楽になったわけである。

次に水揚人足を勤めた村であるが、水揚げは、管流しにおいては御綱にかかった樽木を川から水揚げし、また筏流しにおいても筏に組まれて流れてきた樽木を同じように水揚げする役である。水揚げの村は、それぞれ村毎に大庄屋・小庄屋・人足がおり、大庄屋の指揮にしたがって小庄屋と人足が役にあたっていた。大庄屋は、御普請が始まるときから樽木が水揚げされるまで勤め、二人扶持一日一人に付き米一升が支給された。小庄屋は一日〇日ずつ、人足は六日ずつ勤めるのが常であり、共に扶持米は一日一人に付き米五合であった。しかし、水揚げの時期は一〇月から一二月の寒い時期であり、水の中に入っている仕事は肉体的にも相当苦痛であった。そのため何度も扶持米増額願いを行っている。正徳四年（一七一四）には西手（天竜市の天竜川西岸の村々）・奥山（現静岡県磐田郡水窪町・佐久間町）の村々から二合五勺の扶持米増額願いが出されたが認められず、それどころか享保一〇年に管流しから筏流しに変わった時点で、役が軽減されたという理由で、扶持米が支給さ

れなくなつてしまつた。

しかし、管流しでは樽木の渡入れが行われる一〇月から二月迄船明に逗留していたが、筏流しでは二月末から六月末まで度々川下げされ、それがたとえ筏一艘であつても人足を出さなければならず、人足に要する失費も多かつた。また、時代が下るにつれ、本来樽木の原木は櫃（こぶ）であつたものが、原木不足から雑木で樽木を作るようになり、そのため樽木に比べ重い雑木は達者な者でないと水揚げすることができなくなつた。しかも達者な者が不足の村は他村から雇わなければならず、その入用も大変かかるという理由で、寛保元年（一七四一）に水揚役村が中泉代官所へ、大樽木水揚人足一人に扶持米一升ずつ、木材水揚人足一人に扶持米一升五合ずつの支給を願ひ出ている。しかし、幕府は水揚樽木数が減少したという理由で、扶持米の支給はついに認めなかつた。

以上の点から水揚役については、管流しから筏流しに変わり、水揚樽木数は減少し、役自体は小役になつたものの、筏は毎年流され、水揚げにかかる日数は増え、そのうえ扶持米が支給されなくなつたことから、農民にとつては逆に負担が増大したといえる。

水揚げされた樽木は、棚積役（山積役とも呼ばれた）の

村によつて船明村の樽木山に棚積みされた。通常は船明の樽木山を使用していたが、川下げされた樽木が多くなり、船明樽木山が手狭になると、その隣村である大園村の樽木山も使用した。樽木山への棚積みは、樽木二百挺を一棚として積み上げられた。この棚積役を勤めた村は、船明村をはじめ八カ村であつた。樽木山に棚積みされた樽木は、幕府の払い渡し命令が下るまで同所に積み置かれるわけで、その間の樽木を管理するために樽木山番役が元禄一二年（一六九九）に設定されたという史料もあるが、それに先立つ天和元年（一六八一）以前に棚積み役と同時に命じられたものと思われる。棚積役に対する扶持は、御綱を作る村や水揚役村と異なり金銭で支払われた。この扶持の支給方法は、享保六年（一七二一）では棚積役八カ村は、棚積役を一〇七口の株に分け、幕府から支給された棚積金をその口数によつて配分するという方法がとられている（註4）。

つまり、各村の者頭数に基づいて中泉代官から各村の名主に支給され、名主は自村の各者頭に配分し、者頭はこれを配下の人足に支給していた。この年の棚積賃は一棚に付き永四五文一分であつた。また各者頭には棚積賃とは別に者頭一人当たり金二分ずつ支給された。ところがこの棚積賃は、寛延く宝曆期（一七四八く一七六四）にかけて、一棚

に付き永二七文と値下げされている。棚積みする樽木数が減少したにしろ一棚を積み上げる労働力は同じであるため、水揚げと同様に筏流しになることによって不利になったといつてよいだろう。

この棚積賃は、天明六年（一七八六）から棚積役以外の村から山積役永として高百石に付き永一五〇文ずつ上納させるようになった。棚積役村は、樽木を棚積みするだけでなく、渡入れ前にはすでに樽木山に棚積みされている樽木を整理しておかなければならなかった。このほか樽木撰人足、筏掻人足、藤梶小道具等の支度人足を一年に五百人程調達することを命じられ、また例年一〇月には野火を防ぐために、樽木山境の枯草を刈り取る人足が二五〇人余り徴発されている。これらはすべて棚積役村の付加役として無償であった。したがって、棚積役に関しては、管流しの場合と筏流しの場合の役負担・扶持米額に大差はなかったといつてよいだろう。

船明樽木山に棚積みされた樽木は、幕府の命を待つて随時掛塚まで筏に組まれて運ばれ、掛塚から海上輸送された。この船明樽木山から掛塚まで筏を流す役が筏役村である。筏役は船明村をはじめ一三カ村で勤め、まず樽木山から幕府の命に応じた樽木を選び出すことから始まる。選び出し

た樽木五〇〇挺で一艘の筏を組んだ。元禄一六年（一七〇三）における樽木五〇〇挺組筏一艘分の諸色人足数は第3表の通りである。

筏下げ人足は筏子と呼ばれ、巧みに筏を操るといふ性格上、特殊技術を必要とした。『遠江国風土記伝』の「船明」の項には、「筏子の術遠国に聞達す、埴科高井の材木をもつ

第3表 樽木筏1艘分諸色人足入用

人数(人)	役 割
6	500挺の上樽木撰出人足
4	樽木山～筏かき場背負人足
1	樽木筏、縄藤取立拵人足
1	筏組立人足
1	梶木2丁を山から取り出す人足
2	筏を船明から掛塚迄乗下げる人足
計 15 人	

註 『天竜市史』史料編2, 593～594より作成

て筏を造り筑摩川（千曲川）に浮べ流し、越後国新潟の湊に運送するは船明村の筏子なり。明和九年に始まる」とあるように、船明の筏子は他国にまで名をとどろかしているほどであった。しかし、筏役村のなかには熟練した筏子がおらず、他村から雇人をもって支弁しなければならぬ村もあった。扶持米については、当初榑木五〇〇挺組筏一艘に付き米二斗ずつ支給されたが、その後、榑木六千挺に扶持米代として金一両と金銭で支払われるようになった。また、元文二年（一七三七）から榑木六千挺に付き金一両一分永五〇文に増額されている。これらの点から筏役村は、管流しから筏流しに変わっても扶持米の支給が続けられたうえ、増額さえしているのです、他の役村に比べ有利であるように思える。しかし、元禄二年（一六九九）の事例を見ると、扶持米が榑木六千挺に付き金二両余の入用がかかっている。つまり、榑木六千挺に付き金一両の赤字分が出たのである。したがって、役村自体は決して楽ではなかったといえよう。

以上、川狩役村、御綱を作る村、水揚人足を出した村、棚積役村、筏役村の五つについて、榑木の川下げ方法が管流しから筏流しへと移行したのに伴う役の性格、及び扶持米の変化について述べてきた。ここで明らかなのは、代

官が役村に支給する扶持米の激減である。筏役村の扶持米量は変わらないとみても、御綱を作る村、水揚役村に支給する扶持米分が浮いたことになる。したがって、代官所の経費節減という方針が、川下げ方法の変化をもたらしたことは明白である。

二 満島番所

(1) 番所設置と扶持米支給

遠山地方は、信州伊那郡の南部にあたる。広義には、「信濃、駿河、甲斐、遠江四ヶ国へかゝりて、凡四十四里四方」（註5）のことをいうが、狭義には、満島・鶯巣・上村・木沢・和田・八重河内の六カ村の総称である。現在は、満島・鶯巣（現下伊那郡天竜村）を除いた地域のことをいう（註6）。遠山は、中央構造線に沿う山深いところであり、「險阻難所」という言葉がびったりあてはまる場所である。このような奥深い山の中に、幕府は早くから満島と梁木島に二つの番所を設置した。

満島は、信州諏訪湖に源を発し、遠州灘へ流れる全長二一六キロメートルの天竜川のほぼ中間に位置する。同所は、信州の主な樽木（木材）生産地から流れでた小渋川（鹿塩・大河原山）、阿知川（清内路山）、和知野川、遠山川（遠山）の四つの支川が、本流である天竜川に合流する地点より下流にあった。したがって、樽木成村をはじめとする木材生産地から搬出される木材を、すべて監視および統制するこ



第6図 遠山絵図（遠山久夫氏所蔵文書）

とができた。また、信州の南端にあたり、天竜川が信州から遠州へと流れる国境でもあったため、天竜川水運を利用した物資（主に木材）を改めるのに適していた。一方の梁木島は、信州から青崩峠^{あおぐずれ}を越えて遠州へと抜ける秋葉街道沿いにあった。つまり、満島番所が水の道ともいえる天竜川を統制していたのに対し、梁木島番所は陸の道である秋葉道を統制した。両番所において、信州から遠州へ、逆に遠州から信州への物資輸送をすべて監視することができたのである。

そもそも天竜川には、上流に大久保番所（現駒ヶ根市東伊那）、下流には鹿島十分一番所（現静岡県天竜市）があった。前者は高遠藩、後者は幕府によって設置・運営された。両番所とも商品荷については分一税^{ぶんいち}（江戸時代の税法で、売上高の何分の一かを課税徴収すること）を徴収していたが、分一税を二重取りしないためにも満島番所では分一税を徴収しなかった。他河川における番所は、すべて分一税を徴収して番所の運営をしていたことから、満島番所は他番所とは若干役割、性質が異なっていた。

満島・梁木島番所には、旧遠山氏の一族が代々番所番人に命じられ任務にあたった。『南信濃村史遠山』（註7）では、番人の濫觴として、満島番所は遠山庄右衛門・同権太

夫、梁木島番所は遠山伊左衛門・同十郎左衛門としている。

満島・梁木島番所の設置時期については、次のように考えられる。まず、慶長一九年（一六一四）、大坂冬の陣のあと落人を討ち取るために、遠山土佐守に満島・梁木島両所を守らせたあと、元和元（慶長二〇年、一六一五）、大坂夏の陣のあと再び両所を守らせた。両年の役は臨時のものであったが、これが番所設置の基となった。そして、遠山氏没落のあと、千村平右衛門が遠山のあとをうけて領地を支配することになったが、この際千村が榑木を中心とする木材の改めのため、遠山権太夫等に番所番人を命じたものと思われる。つまり、正式に番所を設置したのは元和三年と考えるのが妥当である。このように設置された満島番所は白木改めが主であったのに対し、梁木島番所は遠山から出される塩買木の改めが主であった（註8）。

遠山が番人に命じられてからは、歩役といって、天竜川を川下げされる榑木数に応じて雑木が遠州掛塚湊で支払われた。これは毎年二、三千本程であった。しかし、梁木島番所番人には、番所が山内の往還筋にあったため何も支給されなかった。

その後、寛文一〇年（一六七〇）一〇月二八日、幕府から榑木検使役として、新番中山茂兵衛と御勤定組頭竹村八

郎兵衛嘉広が信州地方に見分によつてきた。その結果、翌寛文一一年より満島番所番人のうち庄屋役には三人扶持、年寄役には二人扶持、梁木島番所番人には二人扶持の扶持米が支給される旨の証文が、勘定奉行から遠山地方を支配する代官あてに渡された。

満島番所番人のうち庄屋とあるのは、当時次郎兵衛が満島村の庄屋を勤めていたからで、その役分も含めて、他の二人の番人より一人扶持多く支給された。次郎兵衛は元禄年間（一六八八〜一七〇四）に幕府に対し約金百両の未進（みしん）を引き負ってしまったため、飯島代官太田作之進の時に庄屋役を取り上げられてしまったが、寛文一一年の扶持米証文によって、その後も三人扶持のままであった。

このあと延宝二年（一六七四）になり、寛文一一年の証文には番人の名前が書き入れられていなかったため、改めて証文を書き直すことになり、幕府から呼び出しがあつたため、五郎兵衛と重内が江戸へ出府した。この二人には、代官である宮崎太郎左衛門と同清太夫の両名も同道したものとされる。この際、五郎兵衛は満島番所における延宝元年分の諸木員数改帳を二冊、重内は梁木島番所におけるものを三冊に認めて持参した。三月一八日、両名は勘定奉行杉浦内蔵允正昭の寄合に呼び出され、そこで員数改帳を

提出して番所の様子を報告した。そのあと二七日に再び呼び出され、勘定奉行から代官に対し扶持米支給の証文が渡された。この時、遠山五郎兵衛と重内は起証文を書き提出した。また、番所に張る幕の紋に自分の家紋を用いたいと願つたところ許可された。なお、番人三名は、勘定奉行の証文に、次郎兵衛・五郎兵衛・重内と記名されていることから、以後それぞれの番人は子々孫々に至るまで、番人の役につくとその名を世襲して勤めることになった。

番人には、寛文一一年に扶持米が支給されるようになった時より、番所三つ道具として、棒・さすまた・もぢりをそれぞれ二本ずつ（満島番所番人に各一本ずつ）、鑓（こ）も二本支給された。鉄砲については、番所用心のため五挺（玉目三匁）の所持が許可され、毎年鉄砲証文を代官へ提出した。番人はこれらの諸道具を所持して役を勤めた。満島番所は、天竜川を川下げされる木材の改めが主な任務であつたため、道具は番所の威厳を高め、権威を示すのが主な目的であつた。

(2) 番所の勤め方

満島番所では、遠山五郎兵衛と同次郎兵衛の両名が扶持米を支給され、通常は交互に月番で勤めた。しかし、代官

の裏判手形のある木材が天竜川を流れてきた時には、二人が立ち会って木材改めをすることになっていった。また、当番にあたる番人が病気であるとか、御用で役所に出向いて役を勤められない場合には、もう一方の者が代わって役を勤め、番所が空くことがないようにしていた。

享保九年（一七二四）、五郎兵衛と次郎兵衛は、代官より木材の改め方とともに今後番人を一人にできないかと尋ねられた。この問い合わせに対し番人は、木材の川下げは山元支配役人の裏判手形による証文をもって行われており、番人は番所で木品・木数ともに改め、裏判手形に記載されている範囲内の規格、本数であれば番所を通してしていると述べている。また、筏は木材を組んでいる綱を切つてくずして改めをしていては手間がかかり、川の往来に支障が生じるので、古来より筏はそのまま調べているとしている。番人の人員削減については、木材改めは水の中で行うものであり、寒気が強いうえに、冬から春は筏下げ数も多いのである（註9）、とても一人では役を勤めることは困難であると返答している。

この代官から問い合わせがあった翌年の享保一〇年は、天竜川において樽木の川下げ方法が、管流しから筏流しに変化した一大転換期であった。同年、幕府から御勘定役園

部源次郎・御徒目付清水利兵衛の両名が天竜川流域を見分に訪れているが、番人より、木材の改め方を書き記した覚書を提出させている。天竜川流域から伐り出されて川下げされる樽木は椶が中心であり、年貢樽木として上納することができたのは、他に檜・黒部である。これらの木は一般の木材より特に念を入れ改めをした。それだけ、樽木の重要性を伺い知ることができよう。番人は、幕府の検使人に勤め方の覚を提出するとともに舟荷物包みのなかも改め、抜荷がないように昼夜気をつけ、不審なものがあればすぐに代官へ注進する旨も報告している。

満島番所は、天竜川を川下げされる木材を中心とした物資の改めが主な仕事であったが、近世中・後期になると、わずかながら所々で通船が行われるようになったため、その取り締まりもする必要が生じた。

宝暦九年（一七五九）には、五郎兵衛から番所付近の船筏頭へ申し渡しがあった。これによると、番所前に船筏を長い間つないではいけない、勝手に荷を積み降ろしてはいけない、番所から半里内に野宿してはいけない、番人へ贈り物をしてはいけない、などということを伝えている。このほか、通船が盛んになるにつれ、船筏に人が乗船することもあったので、人の改めも行っている。これは、男・女・

老・若・僧・法師に限らず不審な者は留め置き、吟味のうえ幕府へ注進した。とくに女については、近村の百姓嫁・里婦りの者で在所が確かな者は吟味のうえ通したが、夫も遠方で手形のない者は通さなかった。男については、近郷百姓で秋葉山への参詣の者は様子を見て通した。商人については、在所が確かな者は吟味のうえ通すことにしていた。このように、満島番所は関所としての機能も持つようになった。つまり、時代が下るにつれ天竜川水運の役割が少しずつ変化したのに伴い、満島番所の役目も多様化した。

天竜川に木材を川下げし、満島番所を通過させるには様々な手続きが必要であった。管流しにおいては、幕府（代官）側が手順を整えたが、筏流しにおいては、まず木材運搬請負人が飯島代官に対し、満島番所の通行許可願を出す。この通行許可願を受け取った代官は、通行許可証を発行し、請負人に所持させて木材を川下げさせた。

享保一一年、樽木の川下げ方法が、管流しから筏流しへと変化したあとの最初の木材運搬請負人である遠州船明村喜多右衛門の川下げ時の手続きによると、樽木筏に用いた堅メ木、敷木の川下げにあたって、まず、木材の伐り出し所の支配者である千村平右衛門に対し番所通行許可願を出し、これを受け取った千村平右衛門は満島番所の支配者

である飯島代官の大草太郎左衛門に書類を回し、最終的には大草太郎左衛門から満島番所あての通行許可証が出された。喜多右衛門は、この通行許可証を持って持参して筏を川下げし、満島番所でその許可証をみせた。これによって番人は寸間本数等を調べ、許可証にある基準内であれば番所を通過させた木材以外の商品荷については、荷主から番人にあてた通行許可願いで通ることができた。

番人は、木材運搬請負人及び荷主が到着すると、彼らが持参して来た通行許可証、もしくは通行許可願いと突き合わせて改めをしたのち、木材については木改帳目録に記載し、一年ごとにまとめ、毎年代官の添書をもって勘定所へ提出した。番所設置当初は、毎年または一年おきに江戸へ出府して報告していたが、延宝二年（一六七四）からは三年もしくは五年に一度の割りで江戸へ出府して、勘定奉行に直接目録を提出し、山内の様子を報告すればよいことになった。その後、番人は、たとえ三年から五年おきに江戸へ出向いても、扶持が少ないため、生計をなしたたせるのが困難であると訴えた。この願いは認められ、御用のある時は別にして、そうでない時は帳面目録を代官を経由して勘定所へ提出することになり、江戸への出府は特別なとき以外は免除された。

第4表 天竜川川下げ木数

年代	筏数	木数	年代	筏数	木数	年代	筏数	木数
寛文11		121,718	宝永6	2,321	160,532	延享4	458	100,021
12		129,774	7	1,870	204,064	寛延1	295	63,065
延宝1		110,930	正徳1	1,632	197,386	2	386	66,778
2		146,495	2	1,733	173,270	3	678	80,004
3		157,546	3	1,334	126,580	宝暦1	304	49,718
4		125,762	4	2,157	314,011	2	310	47,056
5		231,672	5	1,424	157,000	3	152	45,684
6		159,368	享保1	2	255,028	4	320	73,098
7	4,755	172,234	2	2,585	406,373	5	454	111,328
8		237,012	3	1,534	136,113	6	132	54,731
天和1	4,255	198,538	4	898	54,173	7	103	13,100
2	3,841	172,657	5		106,214	8	110	12,200
3		193,986	6	1,249	125,977	9	155	16,250
貞享1	3,670	172,562	7	1,543	115,956	10	372	23,350
2		222,369	8	990	92,305	11		49,203
3		120,276	9	1,814	106,900	12	524	68,298
4	6,754	236,511	10	1,102	94,384	13	520	56,557
元禄1		254,947	11	1,800	542,860	明和1	511	67,968
2		300,575	12	2,151	698,562	2	353	27,302
3	4,113	315,168	13	1,526	316,976	3	145	11,049
4	3,511	224,630	14	1,794	313,507	4	78	8,300
5	4,541	184,400	15	1,134	305,052	5	99	10,400
6			16	1,083	263,957	6	61	11,700
7	3,779	417,007	17	1,469	345,746	7	195	15,251
8		544,462	18	937	361,793	8	88	14,204
9	3,902	294,799	19	941	235,465	安永1	113	62,477
10	2,204		20	902	312,551	2	114	61,715
11		749,414	元文1	618	55,271	3	117	68,443
12		836,949	2	320	21,550	4		67,650
13		717,192	3	710	34,582	5	152	22,481
14		485,430	4	1,195	49,880	6	93	6,200
15			5	668	37,972	7	4	3,244
16	2,934	1,210,462	寛保1	587	248,783	8	2	2,900
宝永1			2	410	28,319	9	3	1,758
2	3,560	819,893	3	601	39,351	天明1	32	2,700
3	1,452	1,218,170	延享1	351	20,917	2	2	9,000
4	2,650	474,649	2	288	39,180			
5	2,930	304,756	3	486	75,072			

註 記入されていないところは、本数が不明。
 享保11年～同15年は本数に樽木数が含まれている。

番人が勘定所へ提出した帳面目録を、寛文一一年から天明二年（一七八二）までまとめた「御番所勘定目録木高留帳」によって、天竜川を川下げされた木材数をみてみると、第4表のとおりである。第1表の本数と違うのは、この表の本数には樽木数が含まれていないためと思われる。これによると、元禄・宝永期（一六八八〜一七一〇）をピークに、享保期（一七一六〜一七三三）から川下げ木材数は徐々に減少している。これは、近世初頭の木材濫伐が影響している。表のうち、享保二年分の四〇万六三三本の木材出所の内訳を示したのが第5表である。これによると、高遠藩、飯田藩をあわせると二八万四二二三本で全体の約七〇%にあたる。このほか、年貢樽木を出していた千村預り地をあわせた三支配地が、天竜川水運を掌握していた。

なお、寛政一〇年（一七九八）四月に京都で出版された『遠山奇談』には、「古しへより材木十分一の貢を奉る御番所」とある。また、安永四年（一七七五）、幕府御勘定遠藤兵右衛門から番人に対し、番所で十分の一の取り立てがあるというが、真偽のほどはどうかという伺いがあった。これに対して番人は決してそのような事実はないと返答しているが、当時、遠山地方では番所が十分一税を徴収しているという風聞があったようである。しかし、満島番所は

第5表 享保2年木材出所別本数

本数(本)	品 目	出 所
117,183	檜・榎・黒部・槻・縦・榎	内藤伊賀守(高遠藩)
38,000	松・縦・榎	近藤宮内
6,900	檜・松・縦	知久監物
167,050	檜・榎・松・栗・縦・榎	堀一学(飯田藩)
52,227	槻・松・縦・榎	松平日向守
18,013	檜・榎・縦・榎	平岡三郎右衛門(代官所)
7,000	松・縦・榎・栗	都筑藤十郎(")
計 406,373		

あくまで木材改めが主要任務であり、分一税は徴収していない。これは、天竜川では満島より下流に位置する鹿島で分一税の徴収を行っており、税の二重取りをしないためにも、満島・鹿島両番所の役割は分担されていた。

満島番所は、天竜川河原にある木材改め場所まで一町（約一〇九メートル）の位置にあり、設置当初は三間×五間の大きさであり、五郎兵衛・次郎兵衛の両番人には下番の者が一人ずついた。この番所は長年の風雨によって腐朽してしまつたので、寛文十一年（一六七二）、番人に扶持米が支給された際、代官に普請入用金を願い、建て直した。ところが、宝永四年（一七〇七）一〇月四日の昼頃に生じた地震によって、番所が倒壊してしまつた。この時の普請の様子は明らかではないが、正徳六年（一七二六）の時点では二間×三間の大きさに縮小され、財政的に困難になつたためか、下番の者はいなくなり番人のみで勤めていた。その後再び、享保三年（一七一八）七月二十六日に信州地方に大地震が起き、これによって番所、石垣等すべて潰れ、山崩れで押し埋まってしまつた。このため、番人は同年八月、早速仮小屋で役を勤める許可を願うとともに、番所普請を御普請（公費）で行ってもらえるように、普請入用仕様帳を作成して飯島代官所に提出した。この時三ツ道具も



第7図 佐久間ダム完成以前の満島渡場
（写真：日下部新一氏昭和26年9月）

地震のため番所とともに押し埋まってしまったため、新しいものを支給してほしい旨も願っている。これに対し、都筑藤十郎飯島代官所から役人が見分にきて、享保三年閏一

○月、番所普請に伴う諸入用金は金三九兩一分、銀一匁と見積もった。このほか、三ツ道具についても番人の申請通りに新しく支給されることになり、この代金は金二兩二分とした。役人の普請入用仕様帳作成に先立ち、前月の○月には普請入用金として金三〇兩が番人に渡された。残金については普請完成次第、役人見分のうえで支払われることになった。この際の普請入用金で新しく三間×四間の番所を築造した。しかし、この番所も次第に腐朽したので、宝暦五年（一七五五）、大草太郎左衛門役所に対し、再度普請を願った。この願い出に対し、大草太郎左衛門は腐った番所はそのままにして、以後番人の居宅で役を勤めるように命じたため、両番人は平素は居宅において、筏等が到着するたびに居宅から河原に出て、木材改めをするようになった。番人宅から天竜川河原の木材改め場所へは、以前の番所より遠く、次郎兵衛居宅よりは二町、五郎兵衛居宅よりは一町半もあり、番人にとっては以前より不便になった。以上のように、長い間天竜川を川下げされた木材の改めを中心に行った満島番所は、明治八年（一八七五）御役御免となった。

三 掛塚

(1) 掛塚湊の概況

掛塚は、天竜川河口の遠州灘に面した所に位置する。掛塚は史料の中では、他に「懸塚」「欠塚」なども表記されている。もともとの語源は「欠須賀」の転移であるといわれる（註10）。「須賀」とは「州処（州処辺）」であり、「川や海の水などで堆積した砂地、河海にのぞむ砂地や砂丘」（註11）の意味であるところから、天竜川によって上流の砂が運ばれ、堆積してできた砂地が改めて天竜川によって押し流されたことに由来するという説が一般的である。他にはぼ同様の意味であるが、「欠けた砂所」が転移したともいわれる（註12）。

掛塚は地形的には恵まれていなかったものの、地理的には好条件を兼ね備えており、室町時代にはすでに湊として存在していた。当時、伊勢国大湊（現三重県伊勢市）から伊良湖岬をまわり、掛塚湊、小川湊（現静岡県焼津市）、江尻湊（現同県清水市）などを経て伊豆半島をまわる航路が開かれており、掛塚湊はその一つの湊、そして避難港と

いう役割をもった自然の海港として重要な地であった。そのうえ、慶長期（一五九六―一六一五）には信濃国の御林から伐り出された樽木が、天竜川を本格的に川下げされるようになり、その河口にあたる掛塚は、川下げされた樽木の集積地であり、また江戸等へ運送するための海運の拠点という、天竜川水運の自然の河口港として重要な役割を担っていたことがうかがえる。したがって掛塚湊の主要役割が、慶長期に樽木の川下げが始まったことによって、自然の海港から、自然の河口港へと変化したといえる（註13）。

以後、掛塚湊は天竜川水運とともに大変賑わい、特に近世中期以降には信州・北遠地方の木材ばかりではなく、綿・茶などの物資も輸送し、このほか浜松藩・掛川藩および中泉代官による支配地の江戸廻米も輸送している（註14）。特に天竜川の西側に位置する浜松藩にとって掛塚は重要な地であり、それ故利害関係も大きい。

文化一四年（一八一七）に肥前国唐津から浜松へ転封してきた水野忠邦は、早速掛塚の重要性を見出し、文政三年（一八二〇）、掛塚・鶴見（現静岡岡浜松市）・芋瀬（同）の三輪中の組合村であった駒場・藤木両村（いずれも現静岡県磐田郡竜洋町）を浜松藩領に組み入れ、天竜川水運による商品流通を統制しようとした。これは、藩の許可した

商人船を馬込川から源太夫堀、天竜川を経て掛塚湊へ通す場合、駒場・藤木両村が幕領であつては、荷物の水揚場として占有することができなかったためである。この計画は失敗に終わるが、天保六年（一八三五）の時点では「お手船」として、四五〇石積一艘の廻船を掛塚湊に繋留していたことが確認される（註15）。

掛塚廻船問屋は、天竜川を川下げされてくる木材を中心とした物資を一手に引き受けるほか、宝暦期（一七五一―一七六四）あたりからは、信州・遠州地方の荷だけでなく、伊勢国桑名湊（現三重県桑名市）から廻米の運送も行っている。この桑名湊での廻米運送は、近世中期以降天竜川を川下げされる御用木の減少により、積荷が減った掛塚廻船問屋を保護するためにとられた幕府の政策であった。このほか掛塚湊に対する幕府の保護政策には、掛塚湊の所屬船しか湊で荷を積むことが許可されていなかったことがあげられる。これは湊自体が小さかったために、御用木という幕府にとって重要な物資をスムーズに運送させるための配慮があつたためである。このほか、掛塚廻船問屋は美濃国の廻米、飛騨国の御用木など様々な物資を輸送しているが、掛塚湊の船はあくまで天竜川を川下げされる御用木の専用船であり、幕府のおかえ船であつた。

掛塚廻船問屋は、御用木など様々な物資を江戸等へ運送したが、その帰りに荷を積み、他所へ運んで売り捌くことは禁じられていた。しかし、空船で帰港するには航海上非常に危険であったため、途中で伊豆石を積んで帰港したといわれる。現在でも廻船問屋のあったあたりには、伊豆石の塚がみられるが、これは当時の名残である。しかし、掛塚以外では伊豆石の塚がみられないことから、この伊豆石は商品として廻船問屋が持ち運んだものではないと思われる。

以上のように、室町時代からの東海沖航路の一つの湊、そして避難港であるとともに、千村氏の伊那代官就任にもない、大量に年貢として伐り出された樽木の集積地として、河川水運の終始点及び海運への拠点となった。そして、幕府の保護のもとに、天竜川を川下げされた御用木を中心とした木材のほか、近隣からの廻米等も運送し、次第に成長していった。行動範囲も掛塚を中心に伊勢国桑名湊、志摩国小浜湊（現三重県鳥羽市）、尾張国白鳥湊（愛知県名古屋市）まで出向き、勢力を広めていった。このようにして、掛塚は幕府の重要な地として廻船問屋を中心に発展・繁栄し、「小江戸」と呼ばれるほどの位置を確立していた。

(2) 掛塚湊と掛塚村

荷が集積し、海運業で生活している湊では廻船問屋の果たす役割が大きい。一般的な廻船問屋の業務は、荷主の依頼により廻船の調達、航行に必要な切手や通行手形の発行、荷物の検査、運賃の勘定をすることなどである。そして、収入の基本は、調達した廻船の船頭、水手から徴収する問船料である（註16）。掛塚湊にも多くの廻船問屋が存在し、それぞれ船を所持し、廻船業を営んでいた。なかには何艘もの船を所持している大きな問屋もあった。第6表は、掛塚湊の所属船数を示したものである。

表からは詳しく推移をたどることはできないが、近世後期から次第に所属船数も増え、明治二〇年代にピークをむかえる。これは、近世前期では、天竜川を川下げされ、掛塚より海運によって運ばれる物資がほとんど木材に限られていたのに対し、近世中・後期になると川普請が進んだことにより、安永年間（一七七二～一七八一）、寛政年間（一七八九～一八〇一）、文政年間（一八一八～一八三〇）と何度も通船願いが出され、その結果、中馬稼ぎとの関係から荷の種類等の制限付きながら通船が許可され、次第に天竜川を利用する物資運送が拡大されたために、掛塚の役

割も多様化されるとともに一層重要になったのである。

湊が繁栄してくると、その湊を支えている廻船問屋の占める役割が大きくなる。掛塚廻船問屋も掛塚村にとって重要な地位を持つことになる。これを示すものに湊名主の存在があげられる。

宝暦一三年（一七六三）、信濃国伊那郡大河原村が自村の救済のために雑木を伐り出し、払い下げ処分を行った際、掛塚湊から江戸までの運送を請負った掛塚湊の問屋四郎兵衛が、その差配がよくないと掛塚湊船持ち惣代等に訴えられ、吟味のあと双方示談書を取り交わしているが、これによると、問屋四郎兵衛は掛塚湊の名主とあり、また船持ち一人惣代とともに掛塚湊名主四郎左衛門と組頭孫三郎が名を連ねている。ここで湊名主と村名主の関連についてみると、文化七年（一八一〇）では掛塚村名主は四郎兵衛と四郎左衛門の二人、組頭の記載はなく、百姓代は長三郎とある。この三名はいずれも同年の「掛塚湊廻船連判掟書」にみられる船持ち一八名のなかに含まれている。つまり、文化七年では、掛塚村の名主は船持ちのなかから選出されており、実質的に船持ちが掛塚湊だけでなく、掛塚村の村役人組織を構成していた。

また、文政一二年（一八二九）、天保一五年（一八四四）、

嘉永六年（一八五三）、安政六年（一八五九）の村名主が確認できるが、これらはいずれも船持ちの者である。このほか「掛塚湊廻船連判掟書」の運賃決定の項には、相談のうえ、村役人へ知らせることとあり、また奥書にも同様の記載があるところから、船持ちが村政にかかわっていたとも、逆に村役人が廻船業務にかかわっていたともいえる。

第6表 掛塚湊所属船数

年代	船主(人)	船頭(人)	船数(艘)
元禄 7	42	51	—
文化 7	18	38	38
天保 2	19	—	40
明治25	—	—	59

註 「竜洋町史編纂資料」より作成

そして、制度化されてきたかどうかは不明であるが、掛塚湊名主が掛塚村名主を兼帯していたか、もしくは同義語として使われ、廻船一般について取り仕切っていたと思われる。これは、廻船問屋が次第に力をつけていき、村における役割及び地位が向上したことによって、村政に非常に影響力を持つようになったことをあらわしている。それ故、掛塚湊と掛塚村は非常に

密接な関係にあった。換言すれば、掛塚村は湊でもっていた村であり、湊の存在価値が非常に高かったといえる。

以上のことから、全国一般的な廻船組織の上部に掛塚湊名主（掛塚村名主）が存在し、次の序列関係（組織）のもとで廻船業務が行われていた。

掛塚湊名主（掛塚村名主）— 廻船代— 船持ち— 船頭— 水主— 日雇

このように湊名主（村名主）を頂点とした組織のもとで廻船業が行われた。廻船問屋が掛塚村の村役人組織にまで入り込んでいたことは、それだけ掛塚村における廻船問屋の占めていた役割が大きかったことを示している。その廻船に用いられた船は四百〜六百石積みが平均であった。これは、掛塚湊が浅かったため、大きな船では入港できなかったためである。

天竜川流域に位置する村々から出される木材を中心とした物資は、すべて天竜川を川下げされ、掛塚湊に集積され、それ故、天竜川流域の商品荷物をすべて掛塚廻船問屋が掌握していたのである。

四 樽木の渡方と勘定

(1) 近世初頭の樽木の渡方

徳川家康は、慶長五年（一六〇〇）、木曾とともに全国でも有数の美林地帯である伊那を蔵入地（直接支配地）にし、山林地帯を手中にした。この後、伊那の蔵入地を朝日受永・宮崎三家・市岡理右衛門等に地方支配させたが、慶長八年、朝日受永の死後、千村平右衛門を伊那代官に任じている。

この頃、城郭建築をはじめ、城下町の形成などにより木材の需要は非常に大きくなり、家康はこれらの木材を木曾・伊那地方に求めた。木曾・伊那地方から産出される樽木は、材質が優れており、木目が細かく、薄板にさくことが容易で、屋根板として適していた。特に木曾の檜が柱などの建設資材として使用されていたのに対し、伊那の榎がやわらかく加工しやすいため、もっぱら屋根板として用いられた。板葺屋根は耐久年数が短いため、樽木の需要は莫大なものであった。慶長八年九月一二日付の千村平右衛門あて大久保長安書状の追而書に、伊那の樽木は品質が良く、江戸の

御用にたつことを徳川家康に報告したところ喜んでいたとあり、これからも伊那の榑木は幕府の御用に十分耐え得る上質のものであったことがうかがえる。

近世初頭、豊臣秀吉・徳川家康等は盛んに木材を天竜川

第7表 近世初頭における榑木の使途

年 月 日	使 途
文禄4. 6. 29	大坂城修築用木瓦
慶長14. 8. 4	駿府城用材
〃 17. 6. 14	六郷大橋用材
元和2. 11. 9	日光御宮の檜皮
〃 4. 9. 7	江戸城天守用材
〃 5. 3. 4	江戸橋用材
寛永11. 2	掛川城米蔵用材

註 木曾古文書館所蔵「千村家文書」
信濃史料より作成
なお、年月日は文書発給日である。

第8表 慶長10、12年渡入れ榑木の払い渡し

本 数	払 い 渡 し 先
4,050 挺	岡田郷右衛門 慶長12、13年
700 挺	岡 茂左 〃
1,200 挺	角木の代に渡 慶長14
1,196 挺	慶長14年の大水で失木
488 挺	伊右衛門尉払 金5両代646文
2,027 挺	庄兵衛払 金23両1分代300文
270 挺	京の弥兵衛
50 挺	掛塚彦左衛門
19 挺	伊右衛門作事
537 挺	掛塚に有 庄兵衛請取内
1,594 挺	舟明・伊須賀に有
567 挺	舟明～月浜に有
計12,698 挺	

(慶長10年 372 挺)
〃 12年 12,326 挺)

註 『信濃史料』第21巻、332～334頁より作成

にて川下げしている。文禄三年（一五九四）、秀吉が飯田城主京極高知に命じて大坂城造営のための木瓦を伊那から伐り出させている。家康が天正八年（一五八〇）二月に、遠州鹿島孫尉・弥太夫に下した定書に、筏下げはこれまで

のとおりであるとあり、この時すでに伊那より南の遠州奥山より木材を筏に組み、天竜川を川下げていたことがわかる。

慶長八年、家康が江戸に幕府を開いてからは、江戸御用が多く、慶長一七年（一六一二）には大久保長安が秀忠の命により、武蔵国六郷大橋の用材を美濃国苗木藩主遠山久兵衛、木曾川沿いを支配する山村七郎右衛門に木曾の大材木、伊那を支配する代官千村平右衛門には伊那の小材木を伐り出すように命じている。

このほか、第7表にあるように、天竜川を川下げされた木材は、近世初頭では江戸城・駿府城等の城郭建築を中心に、日光御宮・掛川御城米蔵の用材等のため伐り出され、木材そのままの形や、樽木・檜皮といったようにいろいろな形で川下げされている。

第8表は慶長一〇・一二年に川下げされた樽木の払い渡し先である。本数が少ないこともあるが、極めて簡単なものであり、初期のものは払い渡しのみで使途が記載されていない。このことから、時代が下るにつれて樽木の払い渡しが細分化され、かつ多様化して行ったといえよう。

(2) 樽木の払い渡し

樽木成村には、各々の村高にに応じて定められた数量の樽木を、年貢として幕府に上納することが命じられていた。

御林である樽木山から伐り出された原木は、その場で樽木に製材され、まずそこで千村氏配下の役人によって最初の「間知」(樽木が規格に合っているか、また節などがないかなどを詳しく調べること)を受け、極印が打たれた。この極印は、樽木の伐り出し所や伐り出した年によってその形が異なっている。したがって、樽木に打たれた極印をみれば、どこから出された樽木か、またいつのものがわかるようになっていた。最初の間知をうけたあと、天竜川の支流へ川下げされ、各渡場で再度間知される。これは出材側が極印が打たれた出材規定にあっているかどうかと渡入れ樽木本数の確認である。渡入れ前には勘定奉行より川触れが出され、川沿いの農民には川下げ時に樽木の紛失がないように川狩りが課せられる。途中、信州南端にあたる満島には番所が設置され、再度ここで出材側の手形との引き合わせをした。

第9表は、延宝元年（一六七三）に渡入れされた樽木の払い渡し状況を、延宝三年五月一日の時点で示したもので

第9表 樽木の払い渡し 延宝元年渡入れ分

品 等	本 数 (挺)	払 い 渡 し 先									
本 樽	15,046	遠州二俣町、同所清滝寺借樽木									
上 樽	10,000	駿州久能御用									
本 樽	15,008	遠州見付町借樽木									
上 樽	330,501	禁中御用									
〃	200,000	新田太広院御用									
撰出樽	62,000	江戸川村瑞賢									
本 樽	8,000	〃									
〃	8,852	遠州中泉町、同所寺方4カ所へ借樽木									
〃	42,285	遠州浜松5社御用									
〃	12,000	遠州浜松5社増御用									
〃	5,500	市野惣太夫、平野三郎右衛門、大草太郎左衛門へ借樽木									
〃	15,000	遠州掛川町借樽木									
〃	15,000	遠州浜松町借樽木									
〃	20,000	遠州新居町借樽木									
〃	317	遠州新居御殿御用									
〃	2,000	遠州中泉八幡領借樽木									
〃	8,300	遠州舞坂町借樽木									
〃	8,900	遠州白須賀町借樽木									
〃	3,150	遠州白須賀町火事に付歩行役人借樽木									
小以	781,859	<table style="border: none;"> <tr> <td style="border: none;">{</td> <td style="border: none;">上樽木</td> <td style="border: none;">540,501</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">{</td> <td style="border: none;">本樽木</td> <td style="border: none;">179,358</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">{</td> <td style="border: none;">撰出樽木</td> <td style="border: none;">62,000</td> </tr> </table>	{	上樽木	540,501	{	本樽木	179,358	{	撰出樽木	62,000
{	上樽木	540,501									
{	本樽木	179,358									
{	撰出樽木	62,000									
外	① 205,111	樽木山に有分									
計	986,970										
外	② 3,118	樽木山に有分 戊年(寛文10年の内)									
	③ 709,529	〃 寅年(延宝2年〃)									
①+②+③	917,758	〃 (延宝3年において)									

註 「御樽木目録」延宝3年5月1日(千村家文書)より作成

ある。表中の本榑木とは幕府の選別条件を満たした長榑木のことをいうが（註18）、上榑木との相違点については現在のところ不明である。延宝三年の時点で、同元年渡入れ榑木が払い渡しされたのは、七八万一千八百九挺で約八〇％にあたる。残り二〇％の二〇万五一一一挺は、渡入れ後二年たっても船明榑木山に棚積みされたままになっているわけである。このほか船明榑木山には延宝元年渡入れ榑木の払い残りのほか、同年以前の寛文一〇年渡入れ榑木が若干ではあるが残っている。

榑木は様々な用途に基づいて払い渡しされるが、延宝元年渡入れ榑木の払い渡しのうちで特に注目すべき点は、第9表の払い渡し先に散見する「借榑木」の存在である。借榑木とは、主に船明村をはじめ、榑木の川下げにおける諸役、いわゆる御綱役を勤めた村や、天竜川近辺の東海道の宿場に対して、幕府が貸し与えるもので、これら町村の救済を目的とした仕法であったとみられる。借榑木の返済の方法は、現物の榑木で返納する場合と代金で支払う場合との二つに分かれる。

まず、榑木の現物返納による借榑木の場合を船明村を例にとってみていきたい。宝永二年（一七〇五）、船明村周辺地域に大雨が降り、天竜川が決壊したことによって、同

村内の田畑に砂が入り込み、耕作不能になったことに加え、百姓家八九軒が流失するという大被害を被った。この洪水は、六月二七日夜半から翌早朝にかけて暴風雨が東海地方を襲ったために引き起こされたもので、短時間における天竜川の異常な出水により、村前の堤防が二四三間余も次々と決壊したというものであった。この時、大被害を受けた船明村は、三年後の宝永五年二月に、村の救済に当てるために、元禄一六年（一七〇三）渡入れ榑木のうちで、御用に立たない短榑木四一万五千挺の拝借を、中泉代官である窪島市郎兵衛・窪島作右衛門、榑木奉行である千村平右衛門に対して願出している。この船明村の願出に対して、窪島市郎兵衛・窪島作右衛門・千村平右衛門の三名は、宝永六年（一七〇九）二月、幕府勘定所に対して、（一）船明榑木山にある短榑木は、江戸・大坂・駿府へ御用榑木として払い渡しされる予定であるが、このまま榑木山に長く積んでおいては腐ってしまい、御用に立たなくなってしまう。（二）短榑木を貸せば、それと同数の本榑木になって返納されるため、幕府にとって一石二鳥である。（三）船明村は榑木山番役などを勤めており、先年、二〇万挺を貸したところ滞りなく返納した。という理由を述べ、船明村に対して榑木を貸し与えることの許可伺いを立てている。

第10表 樽木の払い渡し 天和3年渡入れ分

品 等	本数(挺)	払 い 渡 し 先
本 樽	2537	秋鹿長兵衛
〃	8624	中泉町借樽木
〃	21436	見付町借樽木
〃	5000	新居関所 ^{与力} 借樽木 _{同心}
〃	2000	中泉田町借樽木
〃	50000	掛川町借樽木
〃	60000	浜松町借樽木
〃	35430	白須賀町借樽木
〃	30400	日坂町、袋井町借樽木
上 樽	943471	江戸御用、大坂御用
〃	5000	駿府城入用
本 樽	5000	〃
上 樽	80000	尾州熱田入用
本 樽	10000	大坂城入用
〃	25000	駿府宝台院入用
〃	350000	遠州奥山伊太夫
〃	600000	江戸太田屋作右衛門
〃	30660	三州六所明神、高月院入用
刎 木	35700	江戸廻しの内
悪 樽	26785	遠州池田利右衛門
〃	516577	宮崎三郎兵衛、滝野十右衛門、千村平右衛門、知久伊左衛門
〃	14820	江戸霊岸島伏見屋十郎左衛門
計	2858440	

註 「御樽請払目録」丑3月 (千村家文書) より作成
(元禄10年)

この伺いに対して、勘定所からの返答はなかったとみえ、宝永七年四月に、右の三名によって再度同様の許可伺い書が提出された。その後の経緯についての詳細は不明であるが、結局、船明村の願いは認められ、元禄一六年渡入れ樽木のうちから三四万〇九三一挺、宝永三年渡入れ樽木のうちから一五万〇一〇二挺、計四九万一〇三三挺の短樽木が同村に貸し与えられた。返済については、正徳二年（一七一二）の渡入れ樽木のうちから二五万挺、残りの二四万一〇三三挺を正徳五年渡入れ樽木のうちから本樽木で返納するという条件であった。しかし、船明村はこの借樽木の返済が終わっていない正徳五年二月、再び樽木（本樽木だと思われる）二〇万挺の拝借願いを中泉代官である大草太郎左衛門と樽木奉行の千村平右衛門宛に出している。但し、この時は拝借樽木の二割増という返済の条件がつけられ、次の渡入れ（享保六年）に一二万挺、残りの一二万挺をその次の渡入れ（享保一〇年）によって返済するとされている。なお、返済に当てるべき樽木は中樽木とされた。この願い出に対して、大草太郎左衛門と千村平右衛門は、同年三月に前回同様勘定所宛に許可伺いをたてているが、この時の拝借樽木が認められたかどうかは不明である。

次に、借樽木を代金で返納する場合についてみる。

延宝八年（一六八〇）に日坂（現静岡県掛川市）・袋井（現同県袋井市）両宿が拝借樽木を借用したが、この際の返済は代金であって、金一両に付き九二挺弱の割で換算されている。これは千村預り地における年貢樽木の換算（長樽木上木一本につき米八合一勺）と比べると、相当の高額で拝借していたことになる。つまり、市場における樽木の価値は、幕府が樽木成村に対して付与していたそれに比べ、極端に高かったことが判明する。

天竜川を川下げされた樽木は、借樽木に廻されるほか、直接幕府の手によっても売られている。第10表の払い渡し先にみられる「駿府城入用」「大坂城入用」などは、幕府が直接樽木を商人に売り、その代金を城の運営・維持にあてていた。また、このほかにも、「豆州三島御宮修復入用」「三州鳳来寺参師堂修復入用」「遠州気賀御番所破損入用」「遠州今切御番所・回国浜名御殿修復入用」などというように、寺社・関所などの修復のための財源としても重要な役割を果たしていた。

(3) 悪樽木の払い下げ

管流しによって川下げされた樽木は、川下げ途中で折れたり裂けたりして、疵木になる場合がある。このほか川下

げされた樽木が、払い渡しされるまで船明樽木山に棚積みされるが、その間に腐ったりした樽木は撰出し悪樽木とか悪樽木と呼ばれた。これらは元禄元年（一六八八）までは出材側の信州の山元百姓へ返し、次ぎの渡入れでその分を再上納させていたが、同年以降は船明で一般に入札させ払い下げていた。

しかし、寛文元年（一六六一）渡入れ樽木のうちの撰出し悪樽木を、中泉村（現静岡岡原磐田市）平八郎が木材一挺に付き米六合七勺の値段で落札した手形がある。これによると、返り木とは別に江戸へ運送中に生じた悪樽木の払い下げを江戸で入札を行っている。したがって、川下げ途中に生じた悪樽木は返り木として出材側に返却されたが、海運による輸送中に生じた悪樽木は、元禄元年以前にすでに入札によって払い下げ処分が行われていた。

寛文八年に勘定奉行から、千村平右衛門をはじめ出材側に撰出悪樽木を払い下げ処分をしても差し障りはないかと問い合わせをしているところから、この時点では、撰出悪樽木の払い下げの制度化は、まだされていないかといえる。しかし、延宝二年（一六七四）に、浜松の町人安藤又左衛門等四人が悪樽木の払い下げを金一両に付き一〇五挺、普通の樽木は金一両に付き八五挺で請負いたいと願っている。

この願書には、先年は遠州で払い下げがあり、去年は江戸で払い下げが命じられたところから、延宝元年以前にすでに悪樽木が遠州にて払い下げされており、同年には江戸で払い下げされたことがわかる。これらのことから、悪樽木の払い下げが実際には元禄元年以前に行われていたが、同年以降幕府公認のものとなったと考えられるよう。

悪樽木の払い下げは、遠州近辺の宿をはじめ、村の助成にも役立っており、そのためにも江戸で悪樽木が払い下げられては、遠州の者にとっては迷惑なことであった。それ故、延宝二年の浜松町人の場合もなんとか地元での払い下げを強く望んでいたのである。

このため、先の浜松町人から千村・秋鹿両氏あての要望書のあと、翌月の三月四日及び二二日に秋鹿は千村あてに、この要望書についての処置を検討する書状を出している。そして両名で検討したのち、書状を勘定奉行へ送っている。この書状に対しての勘定奉行の判断は分からないが、第11表によると、伏見屋十郎左衛門の場合を除いては、遠州近辺の者に払い下げられており、結果的に遠州の者の望みどおりになったようである。

しかし、悪樽木の払い下げ請負いは簡単なものではなく、

様々なトラブルが生じており、払い下げ請負者にとって、木材運搬請負人と同様に必ずしも楽な事業ではなかった。先述した中泉村平八郎は秋鹿の手代と争いがあり、勘定奉行の吟味のと籠舎を命じられている。

次に、元禄六年に悪樽木払い下げを請負った江戸霊岸島伏見屋十郎左衛門についてみていく。伏見屋十郎左衛門は、江戸三十間堀材木屋又左衛門と共に、船明樽木山にある撰出悪樽木一〇〇万挺を元禄六年に金一両に付き一六挺替、つまり金八六二〇両余で落札をした。この請負いにあたり、伏見屋十郎左衛門は、一万両の家賃をし、天和三年（一六八三）渡入れ樽木のうちから一万四八二〇挺、貞享三年（一六八六）渡入れ樽木のうちから八一万四五五挺、元禄二年渡入れ樽木のうちから一七万〇六一五挺の計一〇〇万挺が渡された。この請負いは、元禄二年〜四年の四カ年で代木を上納するか、金一両に付き一六挺替の計算での代金で上納するかの約束であった。代木の場合、当初飛驒・木曾の樽木・榎瓦（註19）で上納する予定であった。ところが、返済期間の近づいた元禄一〇年になって、伏見屋十郎左衛門は代木が払底であるため、飛驒南方の御林で運上仕出しをしたいと材木屋又右衛門、鳥羽村堀瓦屋文左衛門、芝金杉二丁目伊勢屋吉左衛門の三名が千村・秋鹿両

第11表 撰出悪樽木払い下げ値段

年代	値 段	請 負 者 ・ 用 途
元禄6年	金1両に付116挺替	伏見屋十郎左衛門
“ 13年	“ 163 “	島田町半右衛門・池田村平兵衛
“ 16年	“ 160 “	船明村喜兵衛
“ 16年	“ 163 “	東海道宿々拝借樽木
宝永2年	“ 163 “	“
“ 6年	“ 163 “	“
正徳1年	“ 163 “	“
“ 1年	“ 160 “	新居渡海場定渡の者

8口平均 金1両に付156挺3分

1挺に付 代銀3分3厘4毛

註 飯岡正毅「遠州舟明における幕府の樽木処分」
 (『徳川林政史研究所研究紀要』昭和50年度より作成)

氏に願っている。

その後、元禄一一年九月になって、再び代木が払底しており上納できないとし、飛騨国益田郡小坂入より中山筋、同北方をいろいろと山に入り捜したところ、両所で榎樽木一三〇万挺を山出ししたいと願っている。この一三〇万挺というのは、一〇〇万挺の代木に三〇万挺を増木し、江戸藏へ納めるというものである。当時、飛騨の北方からは山出しはしておらず、伏見屋等は南方へ道橋を作って木材を出し、この請負いは、元禄一二年から宝永二年の七カ年でやりたいと、先の三名が勘定所あてに願っている。この願いに對し、木の伐り出し所変更の願いは却下されたが、返納期間については元禄一四一七年に延期が認められた。

このあと伏見屋十郎左衛門等は、返納木の伐り出し場所を高谷太兵衛飯島代官所の信州野熊山にかえ、伐り出しを願ったが、支障があるという理由で拒否され、金納するように命じられた。しかし、元禄一三年七月になって、彼等は代木のつもりで請負ったので金納では迷惑するとし、なんとか代木で上納したいと千村・中泉代官野田両氏に願っている。また彼等は上納木については、いろいろなどころに頼んでいるが断られ、定め年数が迫って来て迷惑しており、なんとか元禄一四一七年の四カ年に上納するよう

にしてくれば、元禄一四一五年にそれぞれ二〇万挺ずつ、一六・一七年に三〇万挺ずつ上納するとしている。この願いを受けて、千村・野田両名で七月二日付で勘定奉行あてに伺いをたてている。これに對して、八月二日、勘定奉行より、伏見屋十郎左衛門等の願いは、幕府に願い出る筋のことではないと却下されている。また、替木返納の期間については、これまでの延期は認めるとし、元禄一五年までに返納するようにとされている。

しかし、これにもかかわらず伏見屋等は返納をしなかつたため、ついに請負時に入れた家質を勘定奉行に取り上げられてしまった。これは、表にみられるように伏見屋の入札値段は非常に高いことから、彼の入札に見積り違いがあったと思われる。このため実益があがらず返納不能という事態に陥ったと推測される。

(4) 樽木勘定の相役

享保一〇年(一七二五)まで行われていた管流しにおいて、樽木が川下げされ、船明御綱で受け止められ、水揚げされて、川下げ樽木が勘定された。

樽木が幕府によって天竜川を川下げされるようになった当初、樽木勘定は千村平右衛門一人で行われた。千村は朝

日受永死去のあと慶長八年（一六〇三）に伊那郡の代官に命じられ、翌九年に遠州の代官も命じられている。

このように船明での榑木役は、慶長九年より千村平右衛門によって勤められてきたが、元和五年（一六一九）に千村が尾張に付属したことによって相役を願ったところ、一旦遠山六左衛門と相役を勤めたのち、秋鹿長兵衛朝正とともに榑木役を勤めた。

秋鹿長兵衛が代官に任じられた月日は定かではないが、元和五年三月四日付の伊丹喜之助・松平右衛門左連署書状には、伊那から出した木材を、江戸市中の架橋用材として用いるために届けるようにと、徳川頼宣の代官である大石十右衛門とともに秋鹿が命じられているところから、この時すでに代官であったと思われる。

秋鹿長兵衛朝正の死後、内匠朝重、長兵衛道重と世襲で千村との船明榑木役を引き継いで勤めたが、道重が元禄一〇年三月二〇日に死去した後、その子朝就は世襲せず、職を辞して神職を勤めたため、代官をやめることによって榑木役もやめた。

秋鹿のあとには中泉代官を勤める者が榑木役を兼務し、千村とともに勤めた。この相役の職務分担は、中泉代官が綱場での木材受け入れに関する諸作業、千村が貯木中の管理・

処分というように区別されていた（註20）。

千村は寛永期末、尾張に附属したため手遠になったという理由で遠州代官と榑木役をやめたいと幕府に願い出たが認められず、明治に至るまで役を勤めた。この船明榑木役については、次第に変わっていった。宝暦五年（一七五五）から千村預かり所の年貢が、榑木納または代材木納になったことにより、天竜川を川下げされる木材数が減少した。

このため、船明榑木山に榑木が一挺もなくなったため、千村との相役である大草太郎左衛門の役がなくなり、船明屋敷地が起こし返し（免稅地から田または畑に変換されること）となった。これに対して、千村は御用榑木が少なくなっても、いつ用ができるか分らないとして今までとおりに行っていることから、宝暦一三年より同役は相役から千村一人にもどったと思われる。

千村は、渥美林五左衛門に榑木役を命じ船明役所に詰めさせていた。同役所は享保年間において、千村役所が屋敷地三反四畝一步（高四石一斗二升四合）、中泉代官の役所屋敷地五反二畝二一步（高六石三斗二升四合）であり、これらは年貢諸役が免除されていた。

天保四年（一八三三）の船明村方三役が中泉代官所にあてた文書に、千村平右衛門の役所が船明村にあり、舟の

改めをしているとあり、木材の川下げが減少するのに伴い、船明の千村役所自体の役割も舟改めが中心となり、次第に役割が変化していったといえよう。また、千村役所は単に木材・舟改めをするだけでなく、千村が通常美濃国久々利にいたことから、千村からの触れをうけついでりしており、出張陣屋の性格を得ていた。

この千村役所は近世においてずっと存続したが、明治二年（一八六九）六月八日付の中泉奉行所の達しにより廃止され、屋敷畑三畝二〇歩一厘の陣屋屋敷が千村より静岡県へ差し出された。

(5) 樽木勘定の遅延

管流しにおいて天竜川を川下げされた樽木は、遠州船明と対岸の日明に張られた御綱で受け止められ、船明の樽木山に棚積みされたのち、樽木の勘定がされる。これは迅速に行われるのではなく、非常に長い間かかった。川下げ時に裂・折木となった樽木は先述したように元禄元年までは出材側の信州衆に返却されることが原則とされ、年貢として上納したことにはならなかったことが遅延要因の一つである。

ここでは、寛文年間（一六六一～一六七三）に渡入れさ

れた樽木の勘定の様子を見ることによって、樽木勘定の実態について見ていく。

寛文年間には、元・四・七・一〇年と四度の渡入れが行われた。千村はまず寛文元・四・七年渡入れ分の勘定目録を作り幕府へ提出し、一〇年も勘定目録を作成した。この四渡入れ分の勘定目録を延宝元年（一六七三）に千村の手代である吉田半左衛門が照合したところ、信州代官衆の替木分九万五四挺は、秋鹿が受け取った手形と相違なかった。ところが、延宝二年になって千村の家臣である野間茂左衛門・吉田半左衛門、秋鹿側の山中文左衛門の三名が幕府の勘定負廻帳を作成したところ、これには四万六一四〇挺の違いが生じた。この矛盾について秋鹿が調べたところ、信州衆の負分であり、この本数の食い違いは千村方の不注意で、幕府の勘定目録に書き落としたためであった。

このあと、信州衆の代官に替木の件を尋ねたが、飯島代官の設楽源右衛門が替木のあることを納得しなかった。この後勘定下目録を作成し、野間茂左衛門方においてあったが、秋鹿内匠は延宝六年八月一六日に代官職を子の長兵衛道重に譲ったので、勘定仕上げがまた延引してしまった。

このほか、寛文一〇年渡入樽木の撰出樽木のうちより七〇〇〇挺を袋井・日坂両宿へ貸したことも勘定仕上げが遅

れた要因である。袋井・日坂両宿が撰出悪榑木を拝借したという願書を延宝元年に千村平右衛門基寛に提出したが、この時には榑木がなかったので、千村氏は証文のみ渡し、書類上は整っていたわけであるが、実際にはまだ榑木を両宿へは渡してなかった。そのため、両宿の者が延宝二年に秋鹿に対し訴訟を起こしたが内証にし、延宝元年渡入れ榑木のうちから撰出悪榑木を渡した。この時榑木代金は秋鹿が受け取り、延宝八年まで預かり、同年千村へ渡した。このあと基寛は、拝借金をすぐに幕府へ納めることなく、貞享三年（一六八六）九月晦日に亡くなってしまった。そのあと、基寛の弟仲興が養子となり遺跡を継いだが、この相続のこともあって貞享四年になってやっと幕府の金蔵へ上納している。これで袋井・日坂両宿の拝借榑木については事済になったが、信州衆の替木についてはまだ解決されていなかった。千村平右衛門仲興は貞享五年八月二〇日に死去するが、仲成が養子となり元禄元年（一六八八）一〇月に家督を継いでいる。この時、秋鹿長兵衛が仲成に書状を送っているが、これによると、元禄元年の時点では、寛文年間の四渡入れのうち、元・四年の二渡入れは千村平右衛門基寛が勘定目録を仕上げたが、残りの七・一〇年分はまだ勘定が済んでいなかった。千村は、宮崎三郎兵衛と同清

大夫の替木が返上納されたうえで勘定を仕上げる予定であった。このことから、榑木勘定が遅延したのは、信州衆の替木が皆済されてから勘定目録を仕上げるのが常であったためである。また、貞享五年二月一〇日付の千村あて秋鹿長兵衛書状で、一渡入れごとに勘定目録を作成することを千村に対し申し入れている。つまり、替木が皆済されるまで勘定ができなかったことと、何回かの渡入れをまとめて勘定しようとしたため、かえって混乱したことが勘定の遅延につながった。また、寛文年間（一六六一〜一六七三）の渡入れ榑木勘定については、その後の千村・秋鹿の世継問題が重なったことも大きく影響している。

以上のことがあったが、千村・秋鹿両氏は元禄二年六月になって、寛文七・一〇年渡入れ榑木の勘定を作成し、勘定所へ提出している。寛文七年から数えると二〇年以上も経てやっと勘定が済んだのである。

このように、榑木勘定は榑木が川下げされ、船明榑木山に棚積みするとすぐさま作成されるのではなく、何年か経過し、榑木が方々へ払い渡しされたのちに作成された。

おわりに

近世初頭の城郭建築をはじめ、城下町の形成などにより木材の需要が非常に大きくなり、これらの木材を、材質の優れている木曾・伊那地方に求め、天竜川によって川下げしたことによって、天竜川水運は大きく発展する。特に幕府は信州伊那郡のうちに樽木成村を組織させ、年貢を樽木で納めさせたことによって一層大量の樽木が天竜川を川下げされた。したがって、樽木が天竜川水運を形成させ、発展させたといっても過言ではない。

これらの樽木の川下げは、主として享保一〇年までは管流し、それ以後は筏流しによって行われた。管流しでは、川沿いの村々には川狩りや御綱役など諸役が課せられた。筏流しになって、個人請負制になったため、一部役が免除された村もあったが、逆に扶持米の支給を減らされたり、支給されなくなったりして負担が増えた村もあった。

このように川下げされた樽木は、非常に重要で大切であったため、幕府は天竜川の中流にあたる満島に番所を設置して、樽木をはじめとする木材を監視及び統制した。満島番所を通過して船明まで川下げされた樽木は、払い渡し先が

決まるまで同所にある樽木山に一旦棚積みされた。払い渡し先が決まると掛塚まで運ばれ、同湊の廻船問屋によって江戸等へ運ばれた。したがって、掛塚は天竜川水運の終点であるとともに、水運から海運への拠点となり重要な役割をもった。

しかし、天竜川ではこのように樽木をはじめとする木材の川下げが盛んに行われたため、逆に通船の発達は遅れる結果をまねいた。

ともかく天竜川水運は、樽木の川下げと非常に親密な関係であり、天竜川水運は樽木の川下げであるといってもいいほどであった。

註

- 1 『明治前日本林業技術発達史』、四一四頁
- 2 『伊那史料叢書』五、二〇頁
- 3 飯岡正毅「近世中期における御用木仕出し」(『徳川林政史研究所研究紀要』昭和五四年度)
- 4 飯岡正毅「遠州舟明における幕府用材の中継機能」(『徳川林政史研究所研究紀要』昭和五二年年度)
- 5 『遠山奇談』(刈谷市中央図書館所蔵「村上文庫」)
- 6 現在、満島・鶯巢は天龍村、木沢・和田・八重河内は南信濃村である。したがって、現在の南信濃村と上村の範囲である。
- 7 『南信濃村史遠山』、一五九頁
- 8 市村咸人「信州遠山の塩買木」(『信濃』一卷二号)のち『市村咸人全集』第八卷所収。
- 9 木材の川下げは、流失等の危険を避け、水量の安定している冬季の渇水期に多く行われた。
- 10 『ふるさと竜洋』、一三三頁
- 11 『国語大辞典』小学館
- 12 『天竜川』建設省浜松工事事務所、一五頁
- 13 『明治前日本土木史』では、港の形態を(一)自然の河口港、(二)人工を加えた河口港、(三)自然の海港、(四)人工を加えた海港、と四種に区別している。
- 14 『近世交通史料集』四、五三四頁。鈴木直二『徳川時代の米穀配給組織』、一〇七頁～一〇八頁。
- 15 『浜松市史』二、二二三頁～二四頁、三二〇頁～三二二頁。
- 16 体系日本史叢書24『交通史』、三三九頁
- 17 所三男『近世林業史の研究』、一一八頁
- 18 飯岡正毅「天竜川舟明渡場における御用材の返木」(『徳川林政史研究所研究紀要』昭和五五年年度)
- 19 「木曾山雑話」によると、「長六尺五寸、三方九寸、腹四寸、樽木のこたく成形ニ御座候」(所三男『近世林業史の研究』五九頁)とある。
- 20 飯岡正毅「遠州舟明における幕府用材の中継機能」(『徳川林政史研究所研究紀要』昭和五二年年度)

村瀬 典章（むらせ のりあき）

昭和33年 愛知県刈谷市に生まれる

日本大学大学院文学研究科日本史専攻博士後期課程修了

現在 愛知県刈谷市教育委員会市史編さん室勤務

主要論文

「近世天竜川水運の成立と発展」『史叢』30号 昭和58年

「樽木川下げ方法の変化について」『交通史研究』10号 昭和58年

「近世中・後期天竜川における材木運搬請負人」『地方史研究』

195号 昭和60年

「天竜川水運における満島番所」『流域の地方史』所収 雄山閣

昭和60年

「遠州掛塚湊における廻船問屋」『日本歴史』459号 昭和61年

「天竜川水運による樽木の使途と勘定」『史叢』45号 平成2年

「近世における天竜川通船について」『日本水上交通史論集第四巻』

江戸・上方間の水上交通史所収 文献出版 平成3年

天竜川水運と樽木

平成5年3月19日 発行

企画	建設省中部地方建設局	長野県駒ヶ根市上穂南7-10
発行	天竜川上流工事事務所	〒399-41 ☎0265-82-3251
著者	村瀬典章	愛知県刈谷市銀座5-5 〒448 ☎0566-23-9506
編集	(有)北原技術事務所	長野県南安曇郡豊科町豊科4574 〒399-82 ☎0263-72-6061
印刷	双葉印刷(有)	長野県松本市城東2-2-6 〒390 ☎0263-32-2263

「語りつぐ天竜川」の発刊にあたって

天竜川は独特の形態をもつ河川です。上流部は諏訪湖が洪水を調整して比較的穏やかな表情をしています。後背に多雨域をもつ三峰川・小渋川・太田切川などの支川を合流するたびに、洪水とともに大量の土砂を受け入れて一気に急流土砂河川の様相を呈し、途中多くの狭窄部の間に氾濫原を形成してきています。

一方、この氾濫原は伊那谷の穀倉地帯でもあり、地先の人々は出水ごとに濫流する天竜川との間に涙ぐましい闘いを繰り返してきました。反面、天竜川は母なる川として地域の人々の生活を支え潤してきました。田畑を灌漑し、漁獲をもたらし、山深い信州と他国を結ぶ物資の交流の場でもありました。情操のうえでも深い関わりがあり、独特の風土や文化を育ててきました。伊那谷の風土は天竜川と無関係ではあり得ません。今後とも、天竜川を危険なものとして遠ざけたり、水があるからといって過度に取水したり、汚したりすることは避けねばなりません。

この天竜川を鎮め、水を高度に利用するための地元の長い営みの後を受けて、昭和12年から砂防を、昭和22年から河川を国が直轄事業として取り組むようになり、その間地域の皆様からの多大なご協力のもとに、天竜川の安全性は格段に向上しました。しかし安心は出来ません。絶えず流域の変貌をみつめ、河川施設の整備と維持管理を図っていかなければなりません。また、水害防止と利水に一応の成果をみた現在、地域にとって望ましい天竜川の姿を考え、その方向に向けて管理してゆくことがこれからの課題であると考えます。

「語りつぐ天竜川」は、天竜川の治水に関する地域の知見や経験を収集し、広く地域共有の知識とすることにより、地域の方に天竜川に対する認識を深めていただき、よりよい天竜川を築いていくことに役立ちたいと考え発行するものです。

なお、ご執筆いただく方々には、自由な立場からお考えを披瀝していただいていますので、建設省の見解とは異なる場合がありますことを付言します。

建設省中部地方建設局天竜川上流工事事務所
所長 望月達也

「語りつぐ天竜川」目録

- | | |
|-----------------------------|--------|
| 1. 伊那谷の気象 | 米山啓一著 |
| 2. 天竜川上流域の立地と災害 | 北澤秋司著 |
| 3. 天竜川に於ける河川計画の歩み | 鈴木徳行著 |
| 4. 総合治水の思想 | 上條宏之著 |
| 5. 総合治水と森林と | 中野秀章著 |
| 6. 伊久間地先に於ける天竜川の変遷 | 松澤武著 |
| 7. 天竜峡で見た天竜川水位の変遷 | 今村真直著 |
| 8. 村境は不思議だ | 平沢清人著 |
| 9. 諏訪湖の富栄養化と生物群集の変遷 | 倉沢秀夫著 |
| 10. 諏訪湖の御神渡り | 米山啓一著 |
| 11. 理兵衛堤防 | 下平元護著 |
| 12. 近世 天竜川の治水 — 伊那郡松島村 — | 市川脩三著 |
| 13. 川筋の変遷 — 天竜川と三峰川の場合 — | 唐沢和雄著 |
| 14. 伊那谷山岳部の降雨特性 | 宮崎敏孝著 |
| 15. 天竜川の橋 | 日下部新一著 |
| 16. 伊東伝兵衛と伝兵衛五井 | 北原優美編 |
| 17. 天竜川の魚や虫たち | 橋爪寿門著 |
| 18. 天竜川のホタル | 勝野重美著 |
| 19. 天竜川流域の村々 | 松澤武著 |
| 20. 小渋川水系に生きる — 人と水と土と木と — | 中村寿人著 |
| 21. ものがたり 理兵衛堤防 | 森岡忠一著 |
| 22. 量地指南に見る 江戸時代中期の測量術 | 吉澤孝和著 |
| 23. 土木技術と生物工学 — 生きものを扱う技術 — | 亀山章著 |
| 24. 戦国時代の天竜川 | 笹本正治著 |
| 25. 天竜川の水運 | 日下部新一著 |
| 26. 惣兵衛川除 | 市村咸人著 |
| 27. 紙芝居 開墾堤防 — 下伊那郡豊丘村伴野 — | 竹村浪の人著 |
| 28. 昭和36年伊那谷大水害の気象 | 奥田穰著 |
| 29. 天竜川の淵伝説 — 『熊谷家伝記』を中心に — | 笹本正治著 |

30. 天竜川の源流地帯 赤羽 篤 著
31. 東天竜 三浦孝美 共著
仁科英明
32. 天竜河原の開発と石川除 塩沢仁治 著
33. 伊那谷は生きている 松島信幸 著
(以上既刊)
34. 天竜川の災害伝説 笹本正治 著
35. 天竜川の災害年表 笹本正治 編
36. 天竜川水運と樽木 村瀬典章 著
37. 水辺の環境を守る 桜井善雄 著
38. 諏訪湖 — その氾濫の社会史 — 北原優美 著
(発刊中)